

改正 平成23年4月1日

平成26年2月21日

平成26年4月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の適正な取り扱いに関し、学校法人東洋大学（以下「本法人」という。）の責務等を明らかにするとともに、個人情報の取り扱いについて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）で、現在又は過去における次に掲げる者に関するものをいう。
 - (ア) 本法人が設置する学校の学生、生徒及び園児並びにそれらの保証人又は保護者
 - (イ) 本法人が設置する学校へ入学を志願した者
 - (ウ) 教職員
 - (エ) 本法人が提供するサービスの利用者
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物で、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - (イ) 個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (ア) 当該個人データの在否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - (イ) 当該個人データの在否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - (ウ) 当該個人データの在否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - (エ) 当該個人データの在否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
 - (オ) 6カ月以内に消去することとなるもの

（責務）

第3条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たって、個人の人格尊重の理念の下、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人の権利利益を損なうことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 本法人の教職員は、本規程及び関係法令を遵守すると共に、職務上において知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者)

第4条 本法人は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 前項に規定する管理責任者は、学部長、研究科長、法科大学院長、研究所長、センター所長、図書館長、博物館長、事務局の部長、室長及び附属高等学校等学校長をもってこれに充てる。

3 第1項に規定する取扱責任者は、学科長、専攻長、事務局の課長、附属高等学校事務長及び京北事務長をもってこれに充てる。

(管理責任者及び取扱責任者の責務)

第5条 管理責任者は、本法人の個人情報の保護、管理及び取扱いに関して責任を負うとともに、個人の基本的な権利を侵害することのないよう、個人情報の保護、管理及び取扱いに当たって必要な措置を講ずるものとする。

2 取扱責任者は、管理責任者による管理、監督のもとで、その所管する業務の範囲内における個人情報の取得、利用及び安全管理並びにその他個人情報の取扱に係わる事項について適正に処理する責任を負う。

(個人情報保護委員会の設置)

第6条 第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）を設置する。

2 保護委員会に関する規程は別に定める。

第2章 個人情報の利用目的

(利用目的の特定)

第7条 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

2 利用目的は、本法人の教育研究及びその他の業務に必要な範囲内に限るものとする。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童、生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して、本法人が協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき。

第3章 個人情報の取得

(適正な取得等)

第9条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第10条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して、本法人が協力する必要がある場合で、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合
(利用目的の変更)

第11条 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第3項各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

第4章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第12条 本法人及び管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう務めなければならない。

(安全管理措置等)

第13条 本法人及び管理責任者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 本法人及び管理責任者は、個人データの取扱いについて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人データの取扱いに当たる担当者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。
- (2) 個人データは、その取扱いについて権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。

- 3 本法人及び管理責任者は個人データを取り扱う教職員に対して、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人データの廃棄)

第14条 個人データが記載された文書を廃棄する場合は、その内容が読み取ることができないよう、適切な手段により行うものとする。

- 2 個人データが記録された磁気ディスク、磁気テープ等の記憶媒体を廃棄する場合も、前項に準ずる。

(情報システムにおける個人データの管理)

第15条 情報システム、情報ネットワークにおける個人データの管理については、情報システムの運営に関する基本規程（平成14年規程第27号）及び事務情報システム管理運営規程（平成3年規程）に定めるところにより適正に管理するものとする。

第5章 個人データの提供

(第三者提供の制限)

第16条 あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、第8条各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 2 第三者に提供する個人データについて、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者へ提供する個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該個人データの第三者への提供を停止すること。

- 3 前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本

人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置かなければならない。

(第三者提供の適用範囲)

第17条 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前条に規定する第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同利用する場合で、その旨並びに共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いているとき。
- 2 前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が知りうる状態に置かなければならない。

(委託に際しての契約等)

第18条 本法人は、個人データの取扱いを委託先に委託する場合、本人の同意を得ることなく、必要な範囲内で、個人データの取扱いを委託することができる。

- 2 前項に規定する委託を行う場合、委託先における個人データの安全管理のために必要となる次に掲げる事項について、契約書等で明確にしなければならない。ただし、委託の内容又は性質により、記載する必要がないと認められる事項についてはこの限りではない。
- (1) 個人データの秘密保持
 - (2) 個人データ取扱いの再委託に当たっては、本法人へ報告すること。
 - (3) 委託契約期間
 - (4) 個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除
 - (5) 委託先における個人データの加工又は改ざん等の禁止又は制限
 - (6) 委託先における個人データの複写又は複製の禁止
 - (7) 事故が発生した場合における本法人への報告義務
 - (8) 事故が発生した場合における委託先の責任の明確化
 - (9) その他必要と認められる事項
- 3 前項のほか、本法人は、個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 委託先の選定に当たっては、個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を選定しなければならない。

(個人データの提供に際しての契約等)

第19条 本法人は、個人データの提供を行う場合、次に掲げる事項について契約書等に記載しなければならない。ただし、個人データの提供の内容により記載する必要がないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 個人データの秘密保持
- (2) 個人データの再提供を行うに当たっては、本法人の了承を必要とすること。
- (3) 提供先における保管期間
- (4) 提供先における個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除
- (5) 提供先における個人データの複写又は複製の禁止
- (6) その他必要と認められる事項

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第20条 本法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- (2) 保有個人データの利用目的（第10条第3項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項、第22条第1項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の規定に基づく

請求に応じる手続き

- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申立て先
(利用目的の通知)

第21条 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 第10条第3項第1号から第3号のいずれかに該当する場合
(2) 利用目的が、すでに公表又は明示されている場合（前条の規定により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合を含む。）

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第22条 本人は、本法人が保有する当該本人が識別される保有個人データについて、開示の請求をすることができる。

2 前項の開示請求を受けたときは、本法人は、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人データの開示の可否について決定しなければならない。

3 前2項の場合において、本法人が発行する所定の証明書又は本法人が定めるその他の方法により保有個人データの開示をする場合はこの限りではない。

(開示制限)

第23条 本法人は、保有個人データが次の各号に該当する場合は、当該保有個人データの全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本法人は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、その旨を、本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(開示の方法)

第24条 保有個人データの開示方法は、記録文書の閲覧又は写しの交付により行う。

2 開示する保有個人データが、機械処理用の磁気ディスク、磁気テープ等に記録されている場合は、印字装置により出力した帳票等の閲覧又は写しの交付により行う。

3 前2項に定める方法によることが困難な場合、又はその他正当な理由がある場合は、他の適切な方法によって行う。

(訂正、追加又は削除)

第25条 当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でない場合、本人は、当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。

2 訂正等の請求を受けたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行わなければならない。

3 訂正等を行ったときはその旨及び内容を、訂正等を行わないことを決定したときはその旨を、本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。

4 前3項の場合において、本法人が定める他の方法により保有個人データの訂正等をする場合はこの限りではない。

(利用停止等)

第26条 保有個人データについて、次に掲げる事由があるときは、本人は当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- (1) 当該保有個人データが第8条の規定に違反して利用されている場合
(2) 当該保有個人データが第9条の規定に違反して取得されたものである場合

2 前項の利用停止等の請求を受けたときは、本法人は、遅滞なく必要な調査を行い、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、利用停止等を行わなければならない。

3 本法人は、利用停止等を行ったときはその旨及び内容を、利用停止等を行わないことを決定した

ときはその旨を、本人に遅滞なく、通知しなければならない。

- 4 第1項に定める請求を受けた場合で、当該個人データの利用停止等を行うことについて多額の費用を要する場合、又はその他の事由により利用停止等を行うことが困難な場合は、これに代わる本人の権利利益を保護するために必要な措置をとることができる。

(第三者提供の停止)

第27条 当該保有個人データが第16条の規定に違反して第三者に提供されている場合、本人は、本法人に対して、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 第三者への提供の停止の請求を受けたときの手続き及び措置については、前条第2項から第4項の規定を準用する。

(理由の説明)

第28条 第21条第2項、第23条第2項、第25条第3項、第26条第3項又は第27条第2項の規定に基づき、本人から求められた措置の全部又は一部について、本法人が、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、原則として、その理由を付すものとする。

(手数料等)

第29条 第21条の規定による利用目的の通知又は第22条の規定による開示に当たっての手数料及びその他必要な事項は別に定める。

第7章 不服の申立て

(不服の申立て)

第30条 第21条、第22条、第25条、第26条又は第27条の規定に基づき本法人が決定した措置に不服がある場合は、不服申立審査会（以下「審査会」という。）に対して、不服の申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立てをするときは、申立人が本人であることを証明する書類を提出すると共に、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 申立人の氏名及び住所
- (2) 不服の申立事項及び申立理由
- (3) その他、本法人が必要と認めた事項

(審議及び本人への通知)

第31条 審査会は、前条の申立てを受けたときは、遅滞なく審議のうえ、その結果を本人に通知しなければならない。

- 2 前項に定める手続きに当たって、審査会が必要と認める場合は、申立人及び管理責任者並びにその他関係者から意見の聴取を行い、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会)

第32条 審査会に関して必要な事項は別に定める。

第8章 雑則

(本法人による苦情の処理)

第33条 本法人は、個人情報取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に務める。

- 2 本法人は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(適用除外)

第34条 次の各号に掲げる場合については、この規程は適用されないものとする。

- (1) 本法人に所属する教職員その他これに準ずる者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合
 - (2) 本法人の各機関が、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料及び刊行物等に記録されている個人情報
- 2 前項各号に掲げる場合において、本法人は、個人データの安全管理、その他個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規程の解釈)

第35条 この規程の解釈又は運用に関して疑義等が生じた場合は、保護委員会において審議する。

(その他)

第36条 個人情報の保護に関してこの規程に定めのない事項については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第32号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第32号）

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成26年規程第61号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。